



公園愛護運営会とは？

(愛称：公園育み隊)

岡崎市緑の基本計画改訂版(2016年)で提唱された新しい仕組みです。公園の緑の機能を維持し、さらに地域のニーズに応じて質を向上させていくために、市民一人一人がこれまで以上に地域の公園を「自分たちの庭」として捉え、主体的に活用・維持していく「公園愛護運営会」が創出されました。



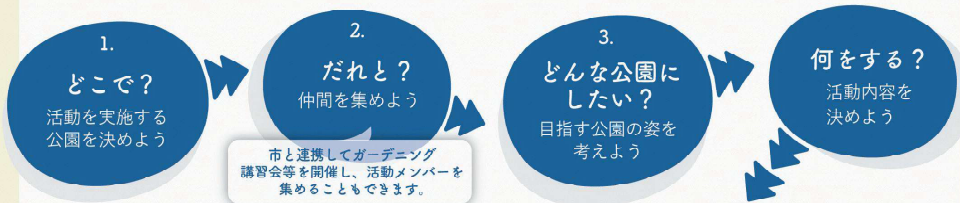
HPはこちら

公園愛護運営会の活動メンバーには

- ・町内会、子ども会、老人会などの地縁組織
- ・小中学校などの教育機関
- ・ボランティアやNPO、事業者などが期待されます。

※活動メンバーには地元役員が入っている必要があります。

公園愛護運営会をつくるには



設立までは岡崎市がサポートします。お気軽にご相談ください。

公園愛護運営会の設立!
〔『都市公園愛護運営会協定書』の締結〕

公園愛護運営会の活動

必ず実施する活動

- 清掃活動
- トイレ清掃
- 除草・草刈り
- 公園施設の日常点検
- 遊具破損等不具合の市への連絡 & 応急的な使用禁止対応
- 公園の利用調整

実施を選べる活動

- ・花壇の設置 ・花壇の管理
- ・市主催の花壇コンクール参加
- ・プランターの設置 ・プランターの管理
- ・農園の設置 ・農園の管理
- ・中低木の管理
- ・非営利の地域イベント※
- ・防犯パトロール ・遊具等公園施設のペンキ塗り
- ・その他 ※営利目的のイベントは、別途申請が必要です。

(2020年7月発行)

お問い合わせ

岡崎市都市整備部公園緑地課 計画係
〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
☎ 0564-23-6717 📠 0564-23-6559 ✉ koen@city.okazaki.lg.jp

公園をみんなの居場所に

公園愛護運営会のすすめ
(愛称：公園育み隊)



いかがでしょうか。こんな、自分の子どものことを気にかけてくれる方と出会える公園って、いいと思いませんか？公園を使って人と人がつながると、あなたの暮らしやあなたの子ども、近隣の方々の暮らしが豊かになります。岡崎市では公園を豊かに使いこなすための新しい仕組み「公園愛護運営会（※詳しくは裏表紙）」が動き出しています。公園がみんなの居場所となり、心地よいコミュニティが生まれる、そんな公園の使い方のヒントをご紹介します。

子どもも若者も
高齢者も
楽しく過ごせる空間に
なりました。

子どもたちが
高齢者らの除草を手伝う、
高齢者がイベントの片づけを
手伝うなど、気が付いた人が
それぞれやってくれる
ようになりました。

公園を使いこなすことで
子ども会のイベントが
充実しました。

公園を使ったイベントで
地域の高齢者と
福祉事業所の利用者の
交流ができました。

公園愛護運営会（愛称：公園育み隊）をつくるとできることが広がります！

花を育てる
「地域花壇」の制度があります。



詳細は
こちら

花も野菜も育てられる

花壇に加えて
コミュニティ農園も
つくることができます。
花や野菜の種類も
自由に選べます。

事例：花壇づくり（春咲の丘公園）



講師を招いて「ガーデナー養成講座」を開催したところ、草花好きの方が10名ほど参加してくれました。その後、有志で「春咲はなはな倶楽部」を設立。公園内に花壇を作りました。

公園愛護運営会メンバーの声

公園愛護運営会に入って主にガーデニングをしていますが、良かったことは何と言ってもガーデニング好きの仲間と出会えたことです。公園に植える花のイメージを話し合っ、共感して、夢は膨らむばかりです。また、植えた花を散歩の途中で愛でてくれるご近所の方々と話していると活動して良かったなと思います。（奥田さん、杉永さん）



キレイにする
「公園愛護会」の制度があります。



詳細は
こちら

緑地を手入れできる

市の条例では木を切ることが
禁じられていますが、
公園愛護運営会には許可されます。
樹木の手入れをして、より過ごしやすい
公園にすることができます。
実のなる木を植えて収穫を
楽しむこともできます。

事例：道路際の樹木剪定（棚田公園）



棚田公園には立派な樹木があります。道路側に伸びた枝が車に接触し、車からの視界を妨げていた場合、毎回行政に連絡していました。住民有志で樹木の手入れをすることで迅速な対応が可能になりました。

公園愛護運営会メンバーの声

公園には四季を感じる樹木がたくさんあり私たちを楽しませてくれますが、歩道にはみ出した枝や園内の低い枝が人々を悩ませる時もあります。そのような不要な枝を、枝バサミや高枝剪定バサミで剪定する人、剪定した枝を小さくする人、それを束ねる人、という形でできるところに参加し、みんなで話しながら楽しんでやっています。（鈴木さん）



イベントを開催する
事前に申請してください。



詳細は
こちら

火を伴う イベントも 開催できる

市の条例ではたき火が
禁じられていますが、
公園愛護運営会には許可されます。
バーベキューや花火大会といった
火を伴うイベントも
開催することができます。

事例： 火を伴う様々な イベント開催 （岩津北公園）

岩津北公園では、バーベキューによる会食会、ガスコンロを使った飲食イベントが開催されました。冬の寒い時期にはたき火をすることでイベント参加者が暖を取ることができました。



広報活動の工夫

市の条例では公園に広告物を掲示することが禁じられていますが、公園愛護運営会の活動に限っては許可されます。クリスマスマーケットの開催にあたり本番の2週間ほど前から公園のフェンス沿いにイベント案内を掲示しました。



公園愛護運営会メンバーの声

春の一日というイベントではバーベキュー、防災キャンプでは非常食を食べてみる企画、クリスマスマーケットではたき火をしました。火が使えなかったらこれらの企画はできなかったと思います。（五反田さん、月東さん）



先輩たちの 工夫事例

先行して活動を進めている
方々の工夫を、2つご紹介
します。

事例1

老人会と福祉事業所が連携して清掃（伊賀公園）

伊賀公園ではこれまで老人会が公園の清掃などをしてきましたが、担い手不足に困っていました。公園愛護運営会の議論をきっかけとして近所の福祉事業所の皆さんが清掃活動に参加してくれるようになりました。



事例2

利用調整で路上駐車問題に対処（棚田公園）

棚田公園では、サッカー教室が開催される度に路上駐車問題がおきていました。公園愛護運営会を設立してサッカー教室の主催者とも直接調整ができるようになりました。

